連載 第73回

スタッフ弁護士奮闘記

- 道しるべになりたくて-

都市部に潜む「司法アクセス」 問題とその先の課題

法テラス多摩法律事務所



東京弁護士会会員 長谷川 翼 Hasegawa, Tsubasa

第1 法テラス多摩法律事務所の役割

1 刑事弁護の担い手として

法テラス多摩法律事務所は、東 京都立川市という、多摩地域の都 市部に設置された法律事務所で す。現在、5名のスタッフ弁護士 が所属しています。

当事務所は、被疑者国選制度が 始まる際、多摩地域の刑事弁護の 担い手としての役割を期待され、 設置されました。このような経緯 から、当事務所に所属するスタッ フ弁護士は、弁護士会多摩支部と の間で覚書を締結しており、被疑 者・被告人・裁判員裁判対象事件 の国選弁護について優先的に配点 を受けています。これらに加え て、当番弁護士名簿等にも登載さ れていることから、当事務所のス タッフ弁護士は、常時10件前後、 年間30~50件ほどの刑事事件を受 任しています。

2 「もっと早く出会えていれば…。」 多摩に赴任後、多くの刑事事件 を受任し、アクリル板越しに依頼 者のお話を聞く中で、私は、ある 思いを抱くようになりました。そ れは、「もっと早く出会えていれ ば…。」という思いです。

第2 都市部にも潜む「司法アクセス」の問題 1 Aさんの話

Aさんは、40代の男性です。A さんは、高校中退後、飲食店で働 いてきました。結婚をして、マイ ホームも購入しました。 しかし、あるとき、Aさんは、

周りの人が自分の悪口を言ってい るように感じ始めました。人と会 うことが怖くなり、外出できなく なりました。仕事に行くことがで きなくなりました。病院にも行く ことができませんでした。離婚を して、マイホームも手放しました。 その後、Aさんはアパートを借 り、貯金を崩して生活していまし た。貯金が底をつくと借金をして 生活費にあてていました。しか し、すぐに借金の返済は滞り、家 賃の支払いも遅れるようになりま した。Aさんは、家からの立退き を求められるようになりました。

立退きの期限の日、Aさんは、 わずかな荷物だけを持ち、家を出 ました。その後、Aさんは強盗に 入りました。

Aさんには何らかの精神障害が ある疑いがありました。

2 弁護士との間の「壁 |

もし、貯金が底をついたとき や、家から立退きを求められたと き、Aさんが弁護士に相談できて いれば、Aさんが強盗に入ること はなかったかもしれません。しか し、外出できない状態にあったA さんが、弁護士に相談に行くこと はできませんでした。Aさんと弁 護士との間には、精神障害という

「壁」がありました。

この弁護士との間の「壁」の問 題こそが、弁護士が多くいる都市 部にも潜む「司法アクセス」の問 題です。

3 「壁」を構成する様々な事情

「壁」となり得るのは、障害だ けではありません。あるときは、 高齢や病気かもしれません。ある ときは、貧困、言葉や文化の違い かもしれません。またあるとき は、敷居が高いという弁護士に対 するイメージかもしれません。そ して、これらの「壁」に阻まれ、 弁護士に出会えなかった方の一部 が、刑事事件の依頼者となってし まっている現実があります。

このような都市部にも潜む「司 法アクセス」の問題の解消のた め、私たちスタッフ弁護士が配置 されています。

第3 もっと早く弁護士と出会うために 1 人のつながりで「壁」を乗り

法テラス多摩法律事務所に赴任 後、私は、多摩地域の役所や地域 包括支援センター、社会福祉協議 会等、周囲の支援者との連携を進 めてきました。それは、自ら弁護 士にアクセスすることが困難な依 頼者であっても、周囲の支援者が 依頼者の抱えている問題に気付 き、支援者を通じて、弁護士につ

ながることが多くあるからです。 2 支援者を支援する

このように支援者を通じて依頼 者に出会うためには、まずは支援 者に法律相談の必要性に気付いて もらうことが必要です。そのた め、当事務所では、支援者主催の 事例検討会やケース会議に参加し たり、支援者を対象とした研修会 の講師や法テラスの業務説明など の講演活動を行ったりしています。

これらの活動の結果、自ら弁護 士にアクセスすることが困難な方 の依頼を受けることができるよう になりつつあります。現在では、 私の受任している事件の依頼者の うち、半数以上は何らかの支援が 必要な障害(疑いも含む。)のある 方です。また、3分の1ほどは、病院 や施設、自宅などへ出張して相談 や打合せを行う必要のある方です。

第4 弁護士に出会うだけで十分なのか 1 Bさんの話

Bさんは、高校を卒業後、自動 車工場で働いていました。しか し、工場が閉鎖になり仕事を失っ た後は、なかなか次の仕事が見つ かりませんでした。そのため、B さんは両親から援助を受けて生活 していました。両親の財産が底を つくと、Bさんは、両親から「自 立してくれ。| と言われるように なりました。Bさんは、実家を出 ることにしました。しかし、その 後、お金がなくなり困ったBさん は、生活保護を受給し始めまし た。その際、担当のケースワー カーが、Bさんに借金があること に気付き、法律相談を受けること になりました。相談後、私は、B さんから債務整理の依頼を受ける ことになりました。

2 「壁」の先にある課題

ケースワーカーという人のつな がりで「壁」を乗り越え、Bさん

は弁護士にアクセスすることがで きました。しかし、これだけでは Bさんの抱える問題は解決できま せんでした。

債務整理を受任した後、Bさん には、軽度の知的障害があること がわかりました。借金をしてし まった原因にも、知的障害の影響 がありました。これらを踏まえ、 今後の金銭管理の方法や、就労 先、居住先をどうするのかなど、 Bさんが生活をしていくにあたっ て対処すべき問題は、債務整理以 外にもありました。そして、私が 解決することができるのは、これ らの問題の一部だけでした。

このように、依頼者の抱える複 合的な問題を解決するためにも、 弁護士が支援者と連携をして対処 することが求められています。

第5 複合的な問題の解決のために

1 支援者と連携することの2つ の目的

支援者と連携をすることには、 ①弁護士に出会うためと、②依頼 者の抱える複合的な問題の解決 のためという2つの目的がありま す。①については、行政機関以外 にも、病院の医療ソーシャルワー カーや施設職員、NPO職員等、

様々な支援者を経由して依頼を受 けるようになりました。しかし、 ②に関しては、現在、試行錯誤中 です。

2 複合的な問題の解決スキーム の構築へ

②については、現在、生活困窮 者自立支援制度を活用した問題解 決スキームの構築を目指していま す。例えば、軽度知的障害のある 依頼者の破産事件では、債務の整 理と並行して、依頼者には同制度 の家計相談を通じて、クレジット カードの仕組みや家計管理の方法 を理解していただき、適切な支援 を受けつつ、自分で家計管理をす ることを目指す、という取組を 行っています。

現在、このような取組は、特定 の自治体との間でのみ行われてい ます。今後は、このような取組を 多摩地域全体に広げ、複合的な問 題の解決スキームを構築できるよ う活動していきます。



法テラス多摩法律事務所のスタッフ弁護士

まったく心配していません

長谷川君の養成事務所は、都市型公設事務所である東京パブリック法律 事務所でした。事務所との最初の出会いは、エクスターン生として長谷川 君を受け入れたときでした。様々な困難事件を目の当たりにしてもらった のに加え、一部所員が取り組んでいた学習支援活動にも積極的にかかわっ てくれました。

弁護士登録後、喜怒哀楽を隠すことなく真摯にそれぞれの事件に取り組 む長谷川君の姿は、とても印象的です。私自身も元スタッフ弁護士で、ま た、養成事務所も同じです。私は、当時の指導担当(同様に元スタッフ弁 護士です。) の言葉を思い出しながら、長谷川君にもアドバイスをするよう にしていました。このようにして、脈々とスタッフ弁護士の精神を受け継 いでいくことも、養成事務所の大きな役割だと思っています。

長谷川君の活動には今でもとても刺激を受けています。これからも、切 磋琢磨してお互いに頑張っていきましょう!

From 飯田 健太郎 (東京弁護士会会員)